

IV. 4年制新設の目的(該当するものに○)

- ① ゆとりある教育をうるため
- ② 予防処置能力を高めるため
- ③ 診療補助能力を高めるため
- ④ 歯科保健指導能力を高めるため
- ⑤ コミュニケーション能力を高めるため
- ⑥ 介護、福祉分野の充実
- ⑦ 全身疾患をもつ高齢患者の増加への対応のため
- ⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため
- ⑨ 地域歯科保健活動を担う人材育成のため
- ⑩ その他

	○
	○
	○
	○
	○
	○
	○
	○
	○
・関係者と連携して問題解決する能力や保健・医療・福祉を総合的にマネジメントできる能力を養成する。	

V. 4年制新設に際し、重視した科目とその目的(番号はIVの番号)

科目名・目的
咀嚼嚥下の科学・⑧ 疾病とその病態・⑦ 保健指導・④⑤⑩ 予防処置・② 衛生学・公衆衛生学・⑨⑩ 高齢者・障害者歯科学・⑦⑧ 社会福祉援助技術論・⑤⑥⑧⑩ 社会福祉援助技術現場実習・⑥⑧⑩ 歯科衛生士臨床実習・②④⑦⑧⑩ 歯学スタディスキルズ・⑩

VI. 4年制を実施してよかった点

- ・他学部の教員・学生とともに学ぶようにすることで多面的、総合的な学習と人間形成の機会を確保
- ・統合的な学習・実習、自立的な学習時間、外部専門家等とのセミナー等による効果的な教育の実施
- ・ある程度基本的な専門知識・技術を身につけた段階で、選択課題研究等の実施が可能となる。

VII. 4年制を実施して困難を感じた点

講義 効果的な授業を実施するための外部講師
 枠(予算)の確保と調整
 実習 実習指導スタッフの確保のために歯学科
 の教員に対する協力要請・調整および研修

VIII. 4年制移行施設への助言

各学校の特色沿ったカリキュラムを構築すること。
 ミニマム・リクワイアメントを明確にした上で、メリハリをつけたカリキュラム

20030098

以降 P.20-P.32までは雑誌/図書等に掲載された論文となりますので、「参考資料一覧表」をご参照ください。

「参考資料一覧表」

要介護高齢者に対する口腔衛生の誤嚥性肺炎予防効果に関する研究
米山武義, 吉田光由, 佐々木英忠, 橋本賢二, 三宅洋一郎, 向井美恵,
渡辺誠, 赤川安正
日本歯科医学会誌. 20 巻 Page58-68(2001.03)

国公立大学歯学部附属病院における歯科衛生士による指導や予防処
置の実際的な評価と展望 アンケート調査から聞いた患者さんの声(会議
録)
足達淑子, 吉岡節子, 佐藤恵子, 山上干夏, 今村理子
日本歯科衛生士会学術雑誌. 30 巻 1 号 Page56-57(2001.08)

歯科医療機関が求める歯科衛生士業務に関する調査

分担研究者 薬師寺 仁 東京歯科大学教授

研究要旨 歯科医療機関がどのような歯科衛生士を求めているのかについて、平成15年3月卒業の東京歯科大学歯科衛生士専門学校学生に求人票を頂いた347医療機関に対し、アンケート用紙を送付し、回答を求めた。

A. 研究目的

歯科医療機関がどのような歯科衛生士を求めているのかを把握する目的で、歯科医療機関に対し、歯科衛生士の業務内容および教育内容に関するアンケート方式による調査を実施した。

B. 研究方法

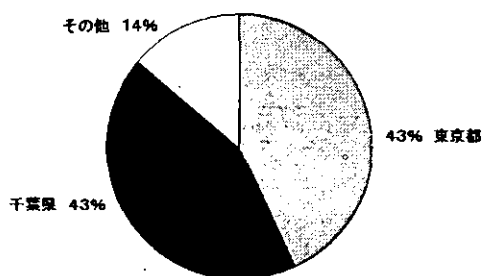
東京歯科大学歯科衛生士専門学校の平成15年3月卒業生に対する求人票を頂いた首都圏の347医療機関を対象にアンケート用紙を郵送し、回答を求めた。調査項目は、1) 歯科衛生士に求める主な業務内容 2) 歯科衛生士の雇用時に考慮すること 3) 歯科衛生士に必要な教育年限 などである。

C. 研究結果

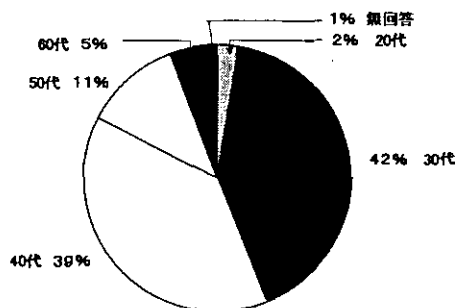
アンケートの回答数は、207件（回答率60%）であった。歯科衛生士に求める業務内容については、法に定められた①歯科予防処置、②歯科保健指導、③歯科診療補助が83~93%で、次いで器材・薬剤の管理や滅菌・消毒が74%を占めていた（図1）。具体的業務としては、①歯周病患者の管理（92%）が圧倒的に多く、次いで②小児患者の管理（57%）、③各種検査の実施（56%）で、⑦訪問診療の補助（17%）、⑧訪問指導（16%）などは少なかった（図2）。

さらに歯科診療の補助（患者への直接対面行為）業務の具体的内容についてみると、歯周疾患に対する診療の補助である①スケーリング、②実地指導およびPMTTC、③歯周組織検査、④SRPの実施が多く、齲蝕予防処置としては、フッ化物の歯面塗布（80%）は多いものの、シーラント（56%）はやや少ない結果であった（図3）。

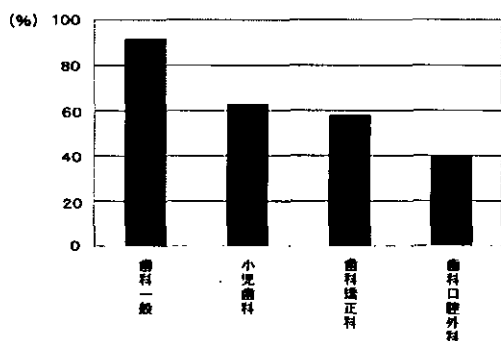
アンケート回答の地域構成(n=207)



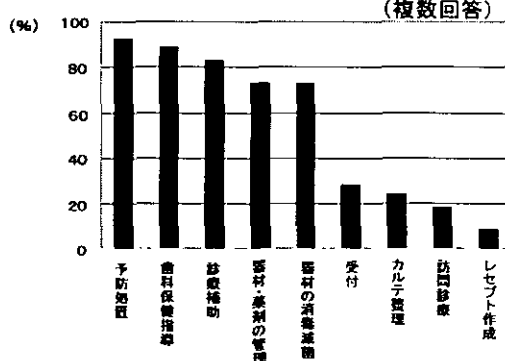
歯科医師の年齢構成(n=207)



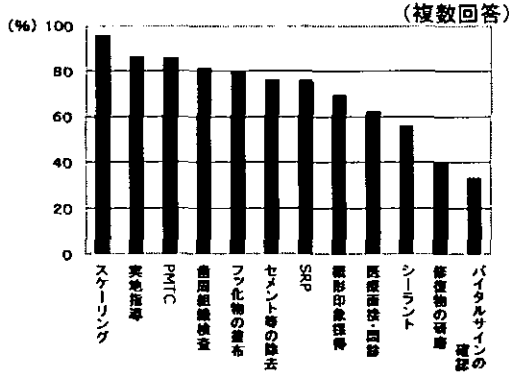
標榜診療科(複数回答)



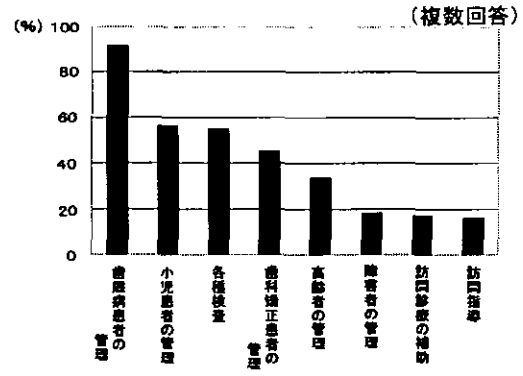
歯科衛生士に求める主な業務(複数回答)



歯科衛生士に求める直接対面行為

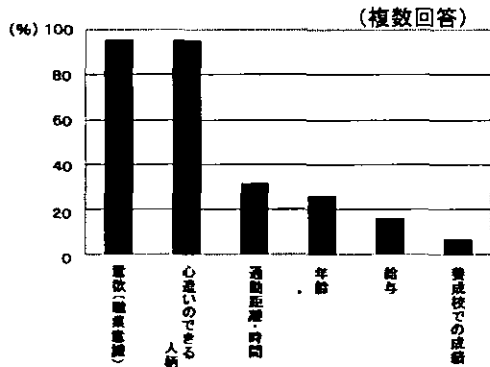


歯科衛生士にさせたいと考えている業務

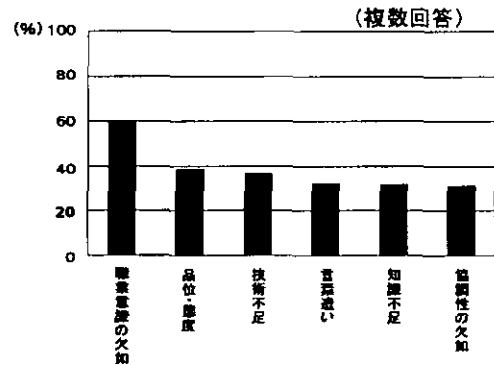


歯科衛生士雇用にあたって考慮することとしては、①意欲（職業意識）96%、②心遣いのできる人柄95%が圧倒的に多く、在学中の成績（7%）についてはさほど重要視していない結果であった（図4）。また、雇用後に生じた問題点としては職業意識の欠如と回答した医療機関が60%であり、求人側が最重要事項として卒業生に求めている職業意識に関して、養成校における教育が十分効果を挙げていることが示された（図5）。

雇用時に考慮した点

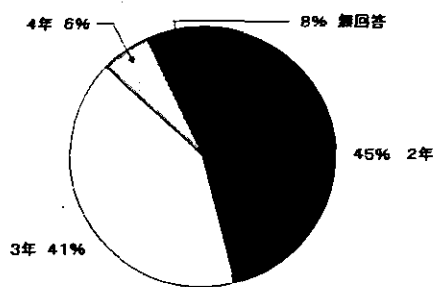


雇用後に困った点

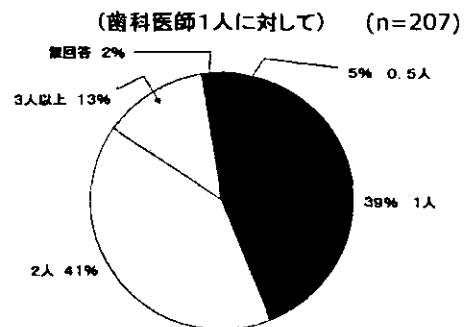


歯科衛生士の教育年限に関しては、現行の2年が45%、3年間で41%とほぼ同数であった。また、4年間は必要であると回答した医療機関が6施設あった一方、1年でよいとの回答もあった。歯科医師1名に対する歯科衛生士数については、1名（39%）および2名（41%）の回答がほぼ拮抗していた。3名以上の回答も13%あった反面、0.5名と回答した医療機関が5%存在した。

必要と思われる歯科衛生士の教育年限 (n=207)



必要と思われる歯科衛生士数



D. 考察

歯科医療機関が求める歯科衛生士の業務としては、歯科衛生士法第2条に規定された業務が求められており、歯科医療における歯科医師と歯科衛生士の業務分担を明確にし、効率よい診療態勢と患者の歯科的健康管理態勢の構築を求めている。さらに、臨床の現場での的確に業務を遂行できる能力を有することが期待されている。反面、自由記載による意見を求めた箇所において最も多かった意見は、歯科衛生士としての職業意識の不足、品位、態度の悪さが挙げられてきている。さらに、臨床の場で就業している歯科衛生士に不足していることとして、コミュニケーションスキル、挨拶

一般常識などが挙げられていた。業務の拡大につながることで、患者に対するカウンセリング能力、ホームページの管理能力なども要求されている。

E. 結論

歯科衛生士の雇用を希望する歯科医療機関を対象に、歯科衛生士に求められる業務に関する調査を実施した結果、求められている業務内容は、現行の歯科衛生士法に規定する業務が中心であったが、歯科衛生士の資質に関しては、口腔保健の専門職としての自覚と豊かな人間性を備えた歯科衛生士が求められていることが明らかとなった。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究（Ⅱ）報告書

入院患者の口腔ケアに対する看護師の意識に関する調査

分担研究者 薬師寺 仁 東京歯科大学教授

研究要旨 総合病院におけるセルフケアが困難な入院患者に対する口腔ケアに関して看護師はどのような意識を持っているのかについて、アンケートを行い、歯科衛生士との業務分担について検討した。

A. 研究目的

セルフケアが困難な入院患者に対する口腔ケアの取り組みに対し、看護師と歯科衛生士との間に認識の差違や実施上の改善すべき点の有無について調査し、医科疾患で入院している患者に対するより良い口腔ケアを提供するための方法を確立するため、病棟勤務の看護師を対象に口腔ケアに関する認識についてアンケートを実施した。

B. 調査方法

東京歯科大学市川総合病院に2年以上勤務している病棟看護師182名を調査対象とした。調査内容は、現在看護師が行っている入院患者に対する口腔ケアの意識、知識、方法・内容に関する設問で、アンケート用紙を配布し、無記名回答とし、2週間後に回収した。

C. 成績

アンケートの回収率は、87.9%であった。回収できたアンケートによる結果で、100%の看護師が入院患者に対する口腔ケアの必要性を認識しており、看護師の経験年数、勤務病棟による差違は認められなかった。96%の看護師がセルフケア困難な入院患者に対し口腔ケアを行っていると回答した。所要時間は、5分以内が50%、5～10分以内が44%で、実施頻度は1日3回が最も多かった。

内容は、歯ブラシ+清拭が39%、清拭のみが26%であった。

D. 考察

市川総合病院は、歯科大学の附属病院ということもあり、看護師の口腔ケアに対する意識は高く、その実施率も高かった。しかし、実際に口腔ケア実施後の口腔内を診ると部分的に清掃不良の箇所が残っており、口腔ケアが不十分である現状がみられた。アンケートの自由記載欄には、歯科的知識の向上のため勉強会や実技講習会の開催を望む声が多数みられた。以上の結果から、入院患者に対する適切な口腔ケアの実施に関しては、歯科衛生士による専門的知識と技能が不可欠であり、入院患者に対する口腔ケアを担当する者として歯科衛生士の配置が望まれる。また、看護師に対する実技研修や講演会の実施などにより、看護師のスキルアップを図り、入院患者のQOLの向上に努めることが必要である。

E. 結論

セルフケアの困難な入院患者に対する口腔ケアについては、是非とも歯科衛生士の専門的知識と技能を活用するため、病院勤務の歯科衛生士の増加を図る必要がある。また、日常の口腔ケアを看護師が実施する場合であっても、看護師のスキルアップのためには、歯科衛生士による実技指導が望まれる。

本調査は、東京歯科大学市川総合病院歯科口腔外科勤務の歯科衛生士、看護師による調査結果の提供によった。

歯科医療における歯科衛生士の診療補助行為に関する考察

分担研究者 川本 黄石 日本歯科医師会常務理事

研究要旨 治療中心の歯科医療から予防管理等を含めた歯科保健医療にシフトしつつある中、歯科疾患の予防・管理や歯科保健指導、歯科医療の進歩発展に伴い、歯科衛生士の役割はますます重要かつ多岐にわたってきている。また、国民の求める安全な歯科医療の観点からも医療従事者としての資質向上が求められている。本研究は、歯科分野における社会背景を踏まえた上で、今後の歯科衛生士の業務、特に歯科診療の補助業務について検討・考察するものである。

A. 研究目的

人口の急速な高齢化に伴う高齢患者の増加により、在宅歯科診療や施設での歯科治療や口腔ケアのニーズが高まってきている。また、近年、一次予防を中心とした歯科疾患の予防が重要視されており、健康増進法に歯科保健が明記されたことから、国民とともに健康な生活を確保することが歯科保健医療の目標として一層明らかとなっている。

このような状況のもと、継続的な指導管理の増加や要介護者に対する歯科保健医療サービスの増加、地域での歯科保健サービスの充実などといった歯科衛生士の担う業務は多様化しており、予防から治療までのニーズに応じた患者主体の歯科保健医療を担う歯科衛生士が求められている。さらに、従来までの歯科衛生士の業務である予防処置、歯科保健指導並びに歯科診療の補助業務については、社会的ニーズの変化や歯科医療の進歩発展に伴い、業務の見直しが指摘されている。また、国民の求める安全な歯科医療の観点からも医療従事者としての資質向上が必要である。

本研究の目的は、歯科分野における社会背景を踏まえた上で、今後の歯科衛生士の業務、特に歯科診療の補助業務について検討するものである。

B. 研究方法

日本歯科医師会においては、平成 14 年度より、有識者からなる検討会（歯科衛生士業務検討臨時委員会）を立ち上げ、歯科衛生士の業務範囲等について検討を行ってきた。本報告は、この検討会におけるまとめを中心に、諸調査の結果をもとに、歯科診療の補助業務にかかる部分に関して検討を行うものである。

C. 研究結果及び考察

1) 就業歯科衛生士の現況

歯科衛生士法は修業年限1年以上として昭和 23 年制定され、その後昭和 58 年に修業年限「1 年以上」が「2 年以上」に改められ、今日に至っている。平成 12 年現在、135 の歯科衛生士養成施設において、毎年 6,000 人を超える歯科衛生士が免許を受け、12 年末現在の歯科衛生士免許取得者数

は17万人を超えている。また、就業歯科衛生士数は毎年3,000人程度増加し、平成2年の就業歯科衛生士数43,932人に対し、10年後の平成12年には50%増の67,376人となっている。このうち、病院・診療所に従事する歯科衛生士数は95%を超え、64,032人となっている。

また、医療施設調査等によると、歯科診療所に従事する歯科衛生士数は昭和59年には1診療所あたり、0.7人であったが、平成11年では1.1人となっている。さらに、56%の歯科診療所が歯科衛生士を有しており、25%の歯科診療所は2名以上の歯科衛生士を有している。歯科診療所の歯科医師数が1.3人であることを考えると歯科衛生士が歯科医師とのチームワークにより業務に従事する形態が一般的な医療供給体制になりつつある。

2) 歯科衛生士の業務範囲について

歯科衛生士法に定める業務は歯科衛生士法第2条に定められている。それによると1.歯科医師の直接の指導の下に歯牙及び口腔の疾患の予防処置、2.歯科診療の補助、3.歯科保健指導、となっている。今回、歯科衛生士の業務範囲に関して、歯科衛生士法第2条及び第13条の2を中心に検討を行った。その結果は次のとおりである。

(1) 予防処置

歯科衛生士法第2条第1項で「一 歯牙の露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。」となっている。

厚生労働省の歯科疾患実態調査や保健福祉動向調査などにおいても、小児のう蝕予防は国民に周知され定着されつつあり、実際に小児う蝕の軽症化が進んできている。また、歯周疾患についても国民の意識が高まり、セルフケアを中心とした一次予防のニーズに応える必要性が増加している。

一方、歯科衛生士法第2条第1項第一号の「……正常な歯茎の遊離縁下の……」という規定は正常と異常の境界が不明瞭であり、歯科医学的にも不適切なことから、見直しの必要性が言われてきている。

さらに、う蝕や歯周疾患の予防処置以外に摂食機能障害などの機能面の予防を確立することは、今後の歯科衛生士の業務範囲の見直しには必要であると思われる。

また、「直接の指導」については、基本的に歯科医師の「指導」の必要なことはいまでもないが、「直接の」という文言については、社会のニーズとともに今後検討すべき課題であると考えられる。

(2) 歯科診療の補助

歯科衛生士法第2条第2項で「歯科衛生士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。」となっている。また、歯科衛生士法第13条の2では、「歯科診療の補助をなすに当たっては、主治の歯科医師の指示があった場合を除くほか、歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。」とされている。

しかしながら、歯科医師側においても歯科衛生士側でもどこまでが歯科診療の補助なのか明瞭になっておらず、歯科診療の補助について十分に理解されているとはいえない現状である。

現在では小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科を標榜するの診療所が増加し、専門的な診療補助を

求められる歯科衛生士が増加している。さらに、これまでの診療内容に加え新たな分野(スポーツ歯科・インプラント歯科)での診療が行われ、それに対応する新たな診療補助行為が増加している。昨年、看護師の静脈注射が診療補助に位置づけられたように、診療の補助行為は医学・医療の進展により変化するものであることから、歯科診療における診療補助の今日的な輪郭を明らかにし、歯科医師が行わなければならない行為(絶対的歯科医行為)と歯科医師の指示のもとに歯科衛生士が行う診療の補助行為(相対的歯科医行為)の概念を確立することが必要である。

(3) 歯科保健指導

歯科衛生士法第2条第3項で「前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。」となっている。平成15年に施行された健康増進法では、「市町村は住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師・・・栄養士、歯科衛生士に生活の改善に関する住民からの相談に応じさせ、保健指導を行わせることとする。」とされており、歯科衛生士の保健指導業務が増加する可能性がある。

また、医療保険において、歯科衛生実地指導やう蝕再発防止のためのフッ化物局所応用やフッ化物洗口法など、歯科衛生士の業務が歯科診療報酬点数に位置づけられ、歯科医療機関の機能向上に結びつくこととなった。このことから、今後の歯科衛生士の業務が保険診療上で評価されるが増加すれば、歯科医療の発展に寄与するとともに、歯科衛生士及び歯科衛生士業務に対する理解をより深めることになるものと思われる。

(4) その他

高齢社会において、高齢者や障害者を中心にいわゆる口腔ケアの重要性が増加してきており、歯科衛生士のよりスムーズな対応が求められている。しかしながら、歯科衛生士には要介護者の「世話」(看護・介護)という業務が課せられていないため、その素養がないことから、今後は、要介護者・障害者や家族への適切に対応するためのコミュニケーションや医療倫理についての知識、態度、技能を修得することが望まれる。

さらに、前述した健康増進法との関連から地域住民の健康増進を図るため、地域歯科保健サービスの提供や保健師や栄養士等他の医療関係職種と有機的な連携を図るための包括的な知識、技能の習得も必要である。

D. 結論

以上のことから、国民に対し、適切で安全な歯科医療を提供する観点から、歯科診療の補助行為、特に相対的歯科医行為について、社会的ニーズも踏まえた上で、現時点、近未来の時点における歯科衛生士のあるべき業務範囲を再検証し、教育機関での対応も含めて十分に検討することが望まれる。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究（Ⅳ） 報告書

修業年限3年制の歯科衛生士養成カリキュラムに関する調査

分担研究者 矢尾 和彦 大阪歯科大学歯科衛生士学校・校長

研究要旨 現在、国においては、歯科衛生士養成の修業年限の延長が検討されているが、平成15年度において修業年限を3年として先行実施している施設が11施設存在している。歯科衛生士養成施設が修業年限の延長を円滑に行うためには、カリキュラムの構築が重要である。本研究は、先行実施した施設に対して調査を行い、3年制移行に際し、困難であった点、注意すべき点といった情報を収集し検討を加え、歯科衛生士養成施設に対して、カリキュラムを構築する上で有用な情報の提供を行う。

A. 研究目的

口腔の機能の維持改善が全身の健康やQOLに与える影響が指摘されており、小児のう触予防、成人の歯周疾患の予防、高齢者の口腔の機能の維持等に対する歯科衛生士の果たすべき役割は、今後さらに大きくなると考えられる。歯科衛生士の資質向上の観点から、現在、国において、歯科衛生士養成の修業年限の延長が検討されており、歯科衛生士養成施設が修業年限の延長を円滑に行い、教育の充実を図るためにはカリキュラムの構築が重要である。本研究は、平成15年度において修業年限を3年として先行実施している施設に対して調査を行い、情報を収集し、歯科衛生士養成施設に対して修業年限の延長が円滑に実施されるように、カリキュラムを構築する上で有用な情報を提供するために行うものである。

B. 研究方法

平成15年度において修業年限を3年として先行実施している11施設（4短期大学、4既設養成施設、3新設養成施設）に対して自己記入式の調査票による調査を平成16年2月に実施した。調査項目は3年制にした目的、重視した科目、時間を増加させた科目、新たに取り入れた科目、どんな点が困難であったか、どんな点に注意すべきか等である。

C. 研究結果及び考察

調査の回答数は11（回答率100%）であった。

1) 3年制にした目的

予防処置・診療補助・保健教育の能力を高めるため、介護・福祉分野を充実するため、全身疾患を持った高齢者・要介護高齢者・障害者に対応するため、コミュニケーション能力を高めるため、ゆとりある教育をするため、地域歯科保健活動を担う人材を育成するため等の歯科医療を取り巻く環境の変化や歯科衛生士の担う業務の多様化に対応した目的をあげる養成施設が多かった。

2)重視した科目について

歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導、高齢者歯科学、障害者歯科学、介護・福祉をあげた施設が多く、臨床能力の向上や高齢化に対応する科目を重視する傾向にあった。

3)時間数を増加させた科目

歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導、高齢者歯科学、障害者歯科学、臨床実習・臨地実習、介護・福祉をあげた施設が多く、臨床能力の向上や高齢化に対応する科目を重視する傾向にあった。

4) 3年制にして新たに加えた科目

高齢者歯科学、接遇、介護・福祉、摂食・嚥下指導をあげた施設が多く、高齢化やコミュニケーション能力の向上に対応した科目が新たに加えられる傾向があった。

5) 3年制を実施して良かった点

時間的なゆとりが生まれたこと、実習時間を多くとれること、新たな科目の追加等教育の充実を挙げる施設が多い傾向にあった。

6) 3年制を実施して講義、実習等で困難を感じた点

講義については専任教員の確保と質の向上、新設科目に相応しい教員の確保、他職種の講師との打ち合わせに時間がかかること等が挙げられていた。

実習については臨床実習施設の確保、専任教員の担当時間の増加等が挙げられていた。

7) 今後3年制を実施する施設に対する助言(注意すべき点)

専任教員の増員、実習施設の確保、学校の独自性を生かした特色あるカリキュラムの構築等が挙げられていた。

D. 結論

歯科衛生士養成を3年制で先行実施している施設では、3年制により生じた時間的余裕を、歯科医療を取り巻く環境の変化や歯科衛生士の担う業務の多様化に対応した教育の充実に振り向けていた。臨床能力の向上や高齢化に対応する科目を重視し、コミュニケーション能力の向上に対応した科目が新たに加えられた科目としては特徴的であった。3年制を実施した際に困難を感じたことや今後3年制を実施する施設への助言として挙げられたのは、専任教員の増員と質の向上、実習施設の確保、学校の独自性を生かした特色あるカリキュラムの構築等であった。今後、修業年限の延長を実施する歯科衛生士養成施設は、先行実施した施設の経験から得られた実際的な情報を活用し、3年制への移行を円滑に行うことが望ましいと思われた。

新設校

平成15年度厚生労働科学特別研究事業 歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究
修業年限3年制の歯科衛生士養成カリキュラムに関する調査

御回答は平成16年2月20日（金）までをお願いします。

お問い合わせと御回答の送付は下記にお願い致します。

〒113-8549 文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学歯学部附属病院歯科総合診療部 大原里子

Tel&FAX 03-5803-5566 ohara.gend@tmd.ac.jp

養成施設名

記入者のお名前

TEL

Fax

e-mail address

1. 3年制にした目的（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① ゆとりある教育をするため
- ② 予防処置の能力を高めるため
- ③ 診療補助の能力を高めるため
- ④ 歯科保健指導の能力を高めるため
- ⑤ コミュニケーション能力を高めるため
- ⑥ 介護、福祉分野の科目を充実するため
- ⑦ 全身疾患を持った高齢な患者の増加に対応するため
- ⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため
- ⑨ 地域歯科保健活動を担う人材を育成するため
- ⑩ その他（)

2. 重視した科目とその理由

（理由が上の①から⑩の場合はその番号をお書き下さい）

新設校

3. 3年制を実施して良かった点

4. 3年制を実施して講義、実習等で困難を感じた点
講義について

実習について

その他

新設校

5. 今後3年制を実施する施設に対する助言（注意すべき点）

6. 3年制のカリキュラムをお送りください。

7. その他ご意見があれば御記入ください。

ご協力ありがとうございました

既設校

3. 3年制にして時間数を増加させた科目と理由
(理由が1.の①から⑩の場合はその番号をお書き下さい)

4. 3年制にして新たに加えた科目と理由
(理由が1.の①から⑩の場合はその番号をお書き下さい)

5. 3年制を実施して良かった点

既設校

6. 3年制を実施して講義、実習等で困難を感じた点
講義について

実習について

その他

7. 今後3年制を実施する施設に対する助言（注意すべき点）

既設校

8. 2年制の旧カリキュラムをお送りください。
9. 3年制の新カリキュラムをお送りください。
10. 変更承認申請時の新旧対照表をお送りください。(カリキュラム関係部分)
11. その他ご意見があれば御記入ください。

ご協力ありがとうございました

修業年限3年制の歯科衛生士養成カリキュラムに関する調査

調査結果

1. 3年制にした目的

	短期大学				既設養成所				新設養成所		
	鶴見大学短期大学部 歯科衛生科	日本歯科大学新潟短期大学	〇〇短期大学	福岡医療短期大学 歯科衛生学科	宮城高等歯科衛生士学院	日本歯科大学附属 歯科専門学校	山口県高等歯科衛生士学院	長崎歯科衛生士専門学校	〇〇専門学校	新大阪歯科衛生士専門学校	山口福祉専門学校
① ゆとりある教育をするため	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
② 予防処置の能力を高めるため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③ 診療補助の能力を高めるため	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
④ 歯科保健指導の能力を高めるため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑤ コミュニケーション能力を高めるため	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
⑥ 介護、福祉分野の科目を充実するため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 全身疾患を持った高齢な患者の増加に対応するため	○		○	○	○		○	○	○	○	○
⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑨ 地域歯科保健活動を担う人材を育成するため			○		○	○	○	○	○	○	○
⑩ その他			○			○		○		○	

2. 重視した科目について

重視した科目	短期大学				既設養成所				新設養成所		
	鶴見大学短期大学部 歯科衛生科	日本歯科大学新潟短期大学	〇〇短期大学	福岡医療短期大学 歯科衛生学科	宮城高等歯科衛生士学院	日本歯科大学附属 歯科専門学校	山口県高等歯科衛生士学院	長崎歯科衛生士専門学校	〇〇専門学校	新大阪歯科衛生士 専門学校	山口福祉専門学校
歯科予防処置		○	○	○		○					
歯科診療補助		○	○	○		○					
歯科保健指導		○	○	○		○					
高齢者歯科学	○				○	○	○	○	○		
障害者歯科学	○				○	○			○		
臨床実習・臨地実習	○		○	○							○
歯科衛生士概論			○								
口腔外科										○	
歯周病学										○	
口腔保健学					○						
口腔保健管理法								○			○
摂食機能訓練法								○			
口腔診断内科学									○		
インプラント学										○	
全身疾患の病態・病理				○							
高齢者・障害者の疾病障害	○										
隣接医学							○				
看護学									○		
臨床検査実習											○
訪問介護員養成研修事業・2級		○							○		○
介護実習・介護技術				○				○			○
健康社会学						○					
医療倫理								○			○
行動科学								○			
保健行動学	○										
コミュニケーション論	○				○						
社会学・社会福祉論											○
ボランティア論	○										
医療事務											○